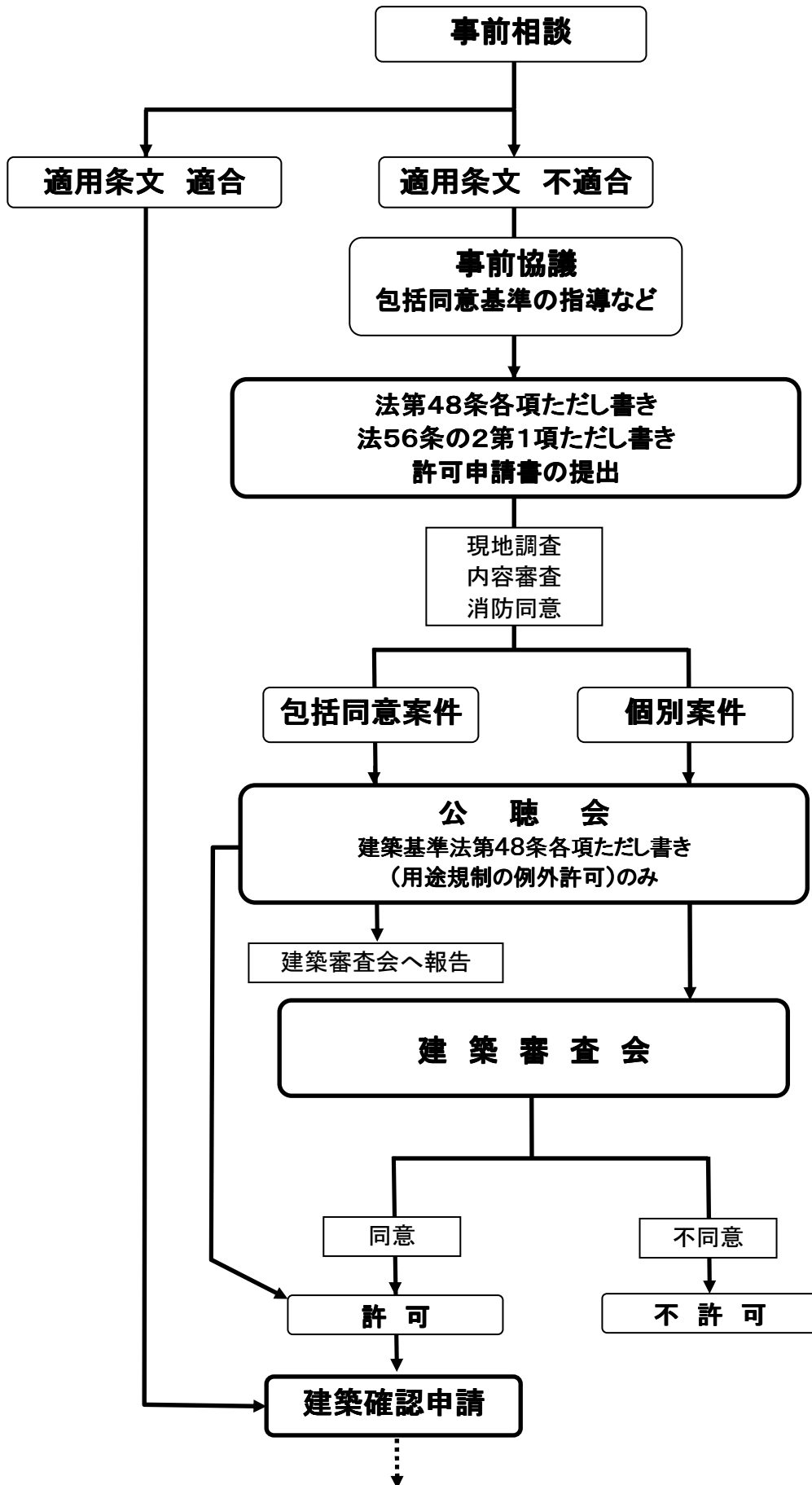


建築基準法第48条各項ただし書き（用途規制の例外許可）
建築基準法第56条の2第1項ただし書き（日影規制の例外許可）の流れ



包括同意基準（平成27年1月26日改正）

<p>包括同意基準 （用途 - 1）</p>	<p>建築基準法第48条第1項ただし書の規定による許可の包括同意基準 （第一種低層住居専用地域内における用途規制の例外許可）</p>
<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等の申請であること。 2 倉庫又は自動車車庫の用途に供する建築物であること。 3 延面積50平方メートル以下、最高高さ5メートル以下、階数1であること。 	
<p>包括同意基準 （用途 - 2）</p>	<p>建築基準法第48条第2項ただし書の規定による許可の包括同意基準 （第二種低層住居専用地域内における用途規制の例外許可）</p>
<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等の申請であること。 2 倉庫又は自動車車庫の用途に供する建築物であること。 3 延面積50平方メートル以下、最高高さ5メートル以下、階数1であること。 	
<p>包括同意基準 （用途 - 3）</p>	<p>建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可の包括同意基準 （第一種中高層住居専用地域内における用途規制の例外許可）</p>
<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等の申請であること。 2 倉庫の用途に供する建築物であること。 3 延面積50平方メートル以下、最高高さ5メートル以下、階数1であること。 	
<p>包括同意基準 （日影）</p>	<p>建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の包括同意基準 （日影の例外許可）</p>
<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既に建築審査会の同意を得た建築物のある敷地であること。 2 敷地境界線を越える範囲に新たな日影（法別表第4（に）欄下段で兵庫県建築基準条例第2条の2に基づき指定された日影）を生じないこと。 3 平均地盤面の低下に伴い新たな日影が生じる場合、実態上の日影が変わらなければ前項に適合しているものとみなす。 	